

パブリック・コメント制度(案)に対する市民の意見のあらましと市の考え方

| | 意見のあらまし | 件数 | 市の考え方 |
|-----------|---|----|--|
| 1 全体制度のPR | パブリック・コメント手続制度の事をもっと早く、広く、PRしてほしい。現在でも全く知らない人が多いのではないかと。せっかくの良い制度が一部の人だけのものになってしまい、利用されないまま、行政の意のままに政策が決定されるのではないかと懸念する。 ・もっと解りやすくしてほしい。難しすぎる。 | 4 | パブリック・コメント手続を市民のみなさんに十分に活用していただくため、市は、制度の趣旨や目的、方法等、できる限りわかりやすい情報を提供していきます。制度に対する質問やご意見に対しては、いつでもお答えします。 |
| 2 全体住民投票 | 市民生活にかかわる重要な事項については、住民投票を行うべきである。 ・学校の廃校など、未来の寝屋川を担う子どもたちの教育環境を激変させることについては、住民投票で問うべきではないか。 | 3 | 市民との協働を一層推進するため、現在、「(仮称)寝屋川市みんなのまち条例」市民検討委員会において、市政運営の基本理念や原則を、市民と行政が共有することを目指して検討いただいています。パブリック・コメント手続や住民投票は多様な市民参加の手段の一つであり、住民投票については、市民検討委員会の中で議論されるものと考えています。 |
| 3 全体責任の所在 | 各条文の主語をはっきりさせること。少なくとも第4条～第8条には、主語として「寝屋川市」ないし「寝屋川市長」ということばを置いてほしい。主語を明確にすることは責任の所在を明確にすることを意味する。 | 1 | 「寝屋川市パブリック・コメント手続要綱」は市長の定めるものであって、各条文の主語が寝屋川市長であることを前提としており、主語を明確にしなくても、責任の所在は当然に制定者である寝屋川市長にあります。 |
| 4 第1条目的 | パブリックコメントを制度化することで、市民との協働として、まちづくり条例を含め、大きく前進したのではないと思う。しかしながら、制度の目的が「市政への参画を促進するため」に策定するのだと位置づけされている。市は、市民が参画するための促進役なのか。あくまで主役は市民である。市として、さらに市長の言う協働を一層推進していくためにも、「協働によるまちづくりの推進」を大きな目的の一つとして位置づけ、市が促進役になるのではなく市民と一緒に考えていく姿勢をもっと、目的のところに打ち出してほしい。 | 1 | 市民との協働によるまちづくりを進めていくという大きな目的をとげるためには、まず、市政への市民参画を促進することが必要であると考えており、パブリック・コメント手続は、そのための手法の一つとして位置づけています。要綱第1条においては、パブリック・コメント手続自体の制度目的を端的に表現しています。 市では、この手続の制度化を一つのきっかけにし、市民のみなさんに、受身ではなく主体的に市政に関わっていただき、行政と市民がよきパートナーとして、互いに責任を持ちながら、協働してまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。 |
| 5 第2条名称 | 「パブリック・コメント手続」が一般的な呼び方として定まりつつあるとされているが、とても一般的な呼び方とは考えられない。「市政参画意見公募手続」か「市政意見公募」にするなど、カタカナの使用は避けてほしい。 | 1 | 「パブリック・コメント手続」の名称については、国立国語研究所や他の自治体等において様々に検討されていますが、制度の内容を正確かつ端的に伝える単語として訳すことが、非常に難しい言葉の一つです。 一般的に共通の呼び方として認知されつつあることをふまえ、制度名称としては「パブリック・コメント手続」とし、制度の中身について、十分に市民に周知されるよう、PRしていきます。 |

パブリック・コメント制度(案)に対する市民の意見のあらましと市の考え方

| | 意見のあらまし | 件数 | 市の考え方 |
|---------------------------------|---|----|---|
| 6 第2条 市民等の定義 | 「市民等からの意見と同様に取り扱うことが望ましいと考えられますが、そうしない場合があっても差し支えありません。」とあるが、差し支えないと考える主体はだれか。わざわざ市民等以外からも意見を述べるにはそれなりの理由があるからで、それを「除外することがある」ことをあいまいな表現で表記するのは姑息なやり方である。 は削除してほしい。 | 1 | パブリック・コメント手続制度は、市の政策等の決定に当たって市民等の意見を求め、その意見に対し市の考え方を示すものであることから、政策等の実施により直接影響を受ける人から意見を聞き、市は応答義務を負うものです。定義では、市内に在住・在勤・在学する者、事務所等を有する者、納税義務者、パブリック・コメント手続の対象となる政策に利害関係を有する者を「市民等」として定めており、要綱どおり運用します。あいまいな記述であったため、ご指摘をふまえ、【考え方】 を削除します。 |
| 7 第4条第1項 第4号 附属機関等との関係 | なぜ、附属機関等の答申等が対象から外れているのか。 また、答申に基づき市が計画等を策定する場合、市に裁量の余地が生じる。昨今、附属機関等のあり方に疑義が生じていることを考慮すれば、答申に基づいた案も広く公表し、市民の意見を求めることで、より透明性の高い、かつ附属機関等のメンバー以上の専門的な意見も取り入れることができると思う。 | 1 | 附属機関等から答申を受けた場合を含め、市の責任において、政策等の最終的な意思決定を行う前にパブリック・コメント手続を行うものであり、附属機関等の答申については、この手続の対象としていません。 ただし、附属機関等の独自の判断により、答申案に対して、本要綱のパブリック・コメント手続に準じる手続を行うこともあります。この場合、答申を受けた市が政策決定の前にパブリック・コメント手続を行うことは、費用対効果の観点から問題があることから、適用除外としています。 |
| 8 第5条第2項 第3号 公表資料 | 「必要な関連資料」について「考え方」で説明されているが、(1)～(4)を要綱本文に明記する方がよい。 | 1 | 「当該政策等の案を理解するために必要な関連資料」については、それぞれの政策等の性格により異なることから、要綱で一律に規定することは困難ですが、【考え方】 に一例を挙げているとおり、運用において、必要な資料を公表するよう徹底します。 |

パブリック・コメント制度(案)に対する市民の意見のあらましと市の考え方

| | 意見のあらまし | 件数 | 市の考え方 |
|----|---|----|---|
| 9 | 第5条第4項 公表の手段 公表の手段が少なすぎる。 ・市域全域をカバーできるような公共施設等で閲覧もしくは配付すべき。 ・知っている人が限られており、資料が入手困難。 ・パソコンを持っていない市民もあり、閲覧だけでなく配布してほしい。 ・配布しないのは経費節約との説明だが、たとえ100部だけでも印刷しておけばどうか。 | 6 | 公表資料の閲覧場所として要綱に明記している担当課と市民情報コーナーは必須事項ですが、この他にも、個々の政策等の性格をふまえて工夫し、費用対効果を勘案しながら、図書館、市役所サービス処ねやがわ屋、市民センター等、市の各施設の特徴を生かし、必要に応じて多様な方法で公表していきます。ご指摘をふまえ、第5条の【考え方】を次のように修正します。 旧 担当課、市民情報コーナーでは、資料一式を閲覧できるようにします。この他にも、図書館、市役所サービス処ねやがわ屋、市民センター等での閲覧、報道機関への発表などの多様な方法での周知に努めることとします。また、議員閲覧用に資料一式を議会事務局に提出します。 新 担当課、市民情報コーナーでは、資料一式を閲覧できるようにします。この他にも、図書館、市役所サービス処ねやがわ屋、市民センター等での閲覧、報道機関への発表などの多様な方法での周知に努めることとします。また、議員閲覧用に資料一式を議会事務局に提出します。 また、分量の非常に多い資料もあり、すべての公表資料を配布すること、もしくは一定の配布部数を規定することは困難ですが、可能な限り配布可能な資料の作成に努めます。 |
| 10 | 第5条第4項 公表の手段 ホームページへの掲示も大事ですが、現行の掲示のやり方では目につきにくい。いま何のパブリックコメントがあるのか、一目で分かるようにすべきである。また、メルマガを発行するなど、より積極的な情報発信を検討されてはいかがか。 | 1 | パブリック・コメント手続制度の施行後は、市のホームページのトップページからパブリック・コメント手続のコーナーにリンクするなど、わかりやすい情報提供に努めます。 |
| 11 | 第5条第5項 広報紙への 掲載 ホームページ上の一覧表に掲示されることになっているが、ホームページを見られる人は限られている。手続の実施を予定する案件については、3ヶ月前に広報で公開してほしい。 | 1 | ホームページは、常に更新することで即時性のある情報提供が可能であり、掲載できる容量が無制限である反面、情報の受け手が限られるという問題があります。広報紙は内容の伝達に確実性が高いものですが、月2回の発行となります。それぞれの媒体の特性を活かした効果的な広報活動を実施するため、広報紙においては、政策等の案を公表する直前の広報に掲載することが適切であると考えています。 |
| 12 | 第6条 意見の提出 期間 意見の提出期間が1か月では短い。 ・案件によっては素案に目を通すだけでも容易ではない。多分野にわたったものについて、色々他の情報を調べる必要がある。これに意見を書くのは、1か月ではとても足りない。短縮する場合の条件を厳しくすると同時に、場合によっては更に延長される場合もあり得るとの規定を設けてほしい。 ・6か月ほどに大幅に伸ばすべき。 ・3か月にしてほしい。 | 7 | 市政の運営にあたっては、時宜にかなった政策決定を迅速に行う必要があるため、国や他市の実績をふまえ、意見の提出期間は原則として1ヶ月が妥当と考えています。 緊急のため意見の提出期間を短縮するときは少なくとも20日以上とし、できる限り1ヶ月の期間を確保するように努めます。 |

パブリック・コメント制度(案)に対する市民の意見のあらましと市の考え方

| | | 意見のあらまし | 件数 | 市の考え方 |
|----|--------------------|---|----|---|
| 13 | 第6条 意見の提出 期間 | 意見の募集時期が年末年始では忙しい。もっと市民の立場に立って、公表・募集してほしい。 | 2 | 意見の提出期間に年末年始を含む場合は、休日期間中、政策等に関する市民からの質問等に十分に対応できない可能性があることから、6日間の期間延長を運用面において徹底します。 |
| 14 | 第6条 公聴会・説明会の開催 | 公聴会や説明会を設けてほしい。 ・直接、市民と向き合い、案の中で不明な点があった場合等に、くわしく質問できるようにしてほしい。 ・自治会別(地域別)や分野別に意見を聴いてほしい。 ・文書を見て質問事項をまとめて、返答を待つのでは、意見も十分には出しにくく、反映されない。 ・今回出されている第4次総合計画第3期実施計画(素案)、次世代育成支援対策推進行動計画(素案)についても公聴会、説明会を開いてほしい。 | 9 | パブリック・コメント手続においては、提出された意見を、確実な方法で記録・保存し、誰からみても異論がないよう、客観的に扱う必要があります。これに対し、公聴会制度は、指定の日、指定の場所で利害関係者、学識者等の意見を口頭で聴くものであり、意見を聴きおくだけに終わる場合もあります。口頭の意見は、ニュアンスの違いにより、受け取り方に個人差が大きくなります。このため、パブリック・コメント手続の中に公聴会や説明会を義務付けることは規定していません。 市政への市民参加の手法としては、公聴会、アンケート、ワークショップ等多様な手法があり、パブリック・コメント手続はその手法の一つです。政策等の性格により、必要に応じ、パブリック・コメント手続とあわせて公聴会や説明会を開催することもあります。 なお、政策等の案の公表の際に問合せ先を明記しますので、不明な点がある場合は、直接質問していただくこともできます。 |
| 15 | 第6条 意見の開示 | 「公表」や「開示」の用語の使い方が分かりにくいので、整理をするべきではないか。 | 1 | パブリック・コメント手続制度の趣旨により、提出された意見等は公表が原則です。このため、情報公開条例に基づき、提出された意見の原文について開示請求がされた場合には、原則として開示します。第6条の【考え方】は、ご指摘のとおり、「開示」と「公表」の語の使い分けが不適切ですので、次のとおり修正します。 旧 提出された意見の原文について_____開示請求がされた場合には、寝屋川市情報公開条例第6条に規定する不開示情報に該当するものを除いて開示します。提出者が個人である場合、その氏名等を公表することはありませんが、団体名で意見が提出された場合は、団体名、代表者名等を原則公表します。 新 提出された意見の原文について、寝屋川市情報公開条例に基づき開示請求がされた場合には、同_____条例第6条に規定する不開示情報に該当するものを除いて開示します。提出者が個人である場合、その氏名等を開示することはありませんが、団体名で意見が提出された場合は、団体名、代表者名等を原則開示します。 |

パブリック・コメント制度(案)に対する市民の意見のあらましと市の考え方

| | | 意見のあらまし | 件数 | 市の考え方 |
|----|-----------------------|--|----|--|
| 16 | 第7条 提出された 意見の取扱 | <p>この規定は非常に曖昧で、どの程度、市が市民の意見を重視するつもりがあるのか、全く伝わってこない。本文を読むと、「盛り込めるか否かを検討する」だけで、盛り込めるものは盛り込むかどうかははっきりしない。「考え方」によると、「盛り込めるものはできるだけ盛り込むように努め」るそうだが、それならば本文の規定をそのようにすべきである。</p> <p>大阪府のパブリック・コメント手続実施要綱も曖昧な規定だが、寝屋川市の素案ではこれよりも一層後退している。これでは、やはりパブリック・コメントは形だけかと思いたくなる。寝屋川市が市民の意見に真剣に対応しているという姿勢を示してほしい。</p> <p>また、盛り込めない場合は、その理由を「明確に」公表してほしい。</p> | 1 | <p>ご指摘の大阪府パブリックコメント手続実施要綱第7条では、「提出された意見及び情報を考慮して計画等について意思決定を行う」となっていますが、本市ではさらに考慮する内容を具体的に記述するため、「当該政策等に盛り込めるか否かを十分に考慮する」としたものです。しかしご指摘のとおり、市は、パブリック・コメント手続において、提出された意見が「当該政策等に盛り込めるか否か」だけを考慮するものではありません。【考え方】で説明しているとおり、政策等の趣旨・目的に照らし、政策等に盛り込めると判断したものについては積極的に取り入れますが、提出された意見をそのまま採用し、政策案を修正することあれば、意見の一部にヒントを受け、アレンジを加えて修正することもあります。また、政策決定の内容自体に直接影響を与えなくても、事務執行にあたる職員の姿勢に影響することも考えられます。提出された意見の内容を真摯に受け止めるという市の姿勢を強調するため、条文において「考慮」する対象を「当該政策等に盛り込めるか否か」に限定することは適切ではないと考え、次のとおり修正します。</p> <p>旧 第7条 _____最終的な意思決定に当たっては、前条の規定により提出された意見等が、政策等の趣旨・目的に照らして、当該政策等に盛り込めるか否かを十分に考慮するものとする。</p> <p>2 政策等の策定等の最終的な意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する寝屋川市の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容及びその理由を公表しなければならない。(以下略)</p> <p>新 第7条 政策等の最終的な意思決定に当たっては、前条の規定により提出された意見等 _____を十分に考慮するものとする。</p> <p>2 政策等の _____最終的な意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する寝屋川市の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容及びその理由を公表しなければならない。(以下略)</p> <p>また、政策等の趣旨・目的に照らし、政策等に盛り込めないものについても、市の考え方を明確にし、公表します。</p> |
| 17 | 第7条 提出された 意見の取扱 | <p>単に市民の意見を聞いたというポーズではなく、市民の意見が実際に活用され、市民がその処理に納得するように制度化し、運営することを望む。</p> <p>・どんな話し合いをして政策決定をしているのか、途中経過もわかるようにしてほしい。</p> | 4 | <p>要綱に沿った運用をし、提出された意見等は真摯に受け止め、政策等の趣旨・目的に照らして判断し、政策等に盛り込めるものは積極的に取り入れ、盛り込めないものについてもそれに対する市の考え方を明確に示すことで、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ります。</p> |

パブリック・コメント制度(案)に対する市民の意見のあらましと市の考え方

| | 意見のあらまし | 件数 | 市の考え方 |
|---------------|---|----|--|
| 18 | 第7条 提出された意見の取扱 市民が出した意見は必ず公表されるのか。もし、そうであるなら、個人情報保護の観点から、市民一人一人が意見を公表されることを理解した上で意見書が提出できるような工夫が必要ではないか。 | 1 | パブリック・コメント手続においては、事務の効率化の観点から意見の要約や類似意見の整理などの処理を行います。制度の趣旨により、提出された意見は原則として公表します。 ご指摘をふまえ、市民一人一人が、意見が公表されることを十分に理解した上で意見を提出していただくよう、意見は公表が原則であることについて、意見提出要領や意見提出用紙に明記し、周知していきます。 |
| 19 | 第7条 提出された意見の取扱 一般に、意見書を提出すると、個別に回答されると思いがちである。必ずしもそうでないのなら、そのことははっきりと示しておくべきではないか。 | 1 | パブリック・コメント手続においては、類似意見の集約などの整理を行った上で市の考え方を示すものであり、意見提出者に対し、直接個別の回答はいたしません。 ご指摘をふまえ、第7条の【考え方】に次の一文を付け加えます。 なお、制度の趣旨により、提出された意見に対する本人あての個別回答はいたしません。 |
| 20 | 第7条 提出された意見の取扱 出された市民の意見を広報にて紹介し、さらに議論を呼びかけるようにすれば、行政が「聴く」耳を持つことを市民に示すことができるのではないか。 | 1 | パブリック・コメント手続は、政策等の最終的な意思決定の前に、市民の意見を聞いて、市の政策決定に反映させるものであることから、制度の性質上、さらなる議論を呼びかけることは困難です。 パブリック・コメント手続の他に、ワークショップやアンケートをはじめ、政策等の策定段階における市民参加の手法も様々あることから、これらをあわせて実施するなど、各手法の特性や政策等の性格をふまえながら、市民の意見を取り入れるよう努めます。 |
| 21 | 第9条 委任 「パブリック・コメント手続担当部長」という役職は新設されるのか。それとも、既存のどこかの部の新たなしごととして付け加えられるのか。前者であればそのことを、後者であればどの部に所属するのか、明記してほしい。それも、寝屋川市のパブリック・コメントに対する姿勢を示すことになる。 | 1 | パブリック・コメント手続の運用を総括する課の決定をふまえ、「企画財政部長」として明記します。 |
| 合 計 件 数 (17人) | | 49 | |

パブリック・コメント手続制度に直接関わらない市政に対するご意見が1人より4件寄せられていますが、制度の趣旨と合致しないため別途処理しており、この表には掲載していません。

総提出者数 17人
総意見数 49件